

2023年6月30日

## COMPETITION LAW LEGAL UPDATE(2023/6)

### Contents

- I. 中国独占禁止法の関連規定の改正
- II. 公取委、「令和4年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」を公表
- III. 2023年2月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介
- IV. 事務所 News(受賞歴)

### I. 中国独占禁止法の関連規定の改正

弁護士 矢上 浄子

2022年6月に、中国の独占禁止法が2008年の施行以降初めて改正されたことは記憶に新しい(2022年8月1日施行。以下「改正独禁法」という)。かかる改正に対応して、今年に入り以下の①～④の各規定が公布・施行された。なお、中国国外の企業からも着目されている⑤「事業者集中の届出基準に関する規定」の改正、⑥「知的財産権の濫用による競争排除制限行為の禁止規定」は、いまだ公布に至っていない。

新規定	公布・施行時期	対応する旧・現行規定
①独占的協定の禁止規定	2023.3.10 公布、 同 4.15 施行	独占的協定の禁止に関する暫定規定(廃止)
②市場支配的地位の濫用行為の禁止規定	2023.3.10 公布、 同 4.15 施行	市場支配的地位の濫用行為の禁止に関する暫定規定(廃止)
③事業者結合審査規定	2023.3.10 公布、 同 4.15 施行	事業者結合審査暫定規定(廃止)
④行政権力の濫用による競争排除制限行為の禁止規定	2023.2.20 公布、 同 4.15 施行	行政権力の濫用による競争排除制限行為の禁止に関する暫定規定(廃止)
⑤国務院の事業者集中の届出基準に関する規定の改正(意見募集稿)	2022.6.27 公表、 公布時期未定	国務院の事業者集中の届出基準に関する規定(現行)
⑥知的財産権の濫用による競争排除制限行為の禁止規定(意見募集稿)	2022.6.27 公表、 公布時期未定	知的財産権の濫用による競争排除制限行為の禁止に関する規定(現行)

⑦事業者結合に関する独占禁止法コンプライアンス指針(意見募集稿)	2023.6.19 公表、 公布時期未定	(新規)
----------------------------------	-------------------------	------

以下では、上記のうち中国で事業を展開する日本企業にとっても関心の高い①～③の各規定について、特に重要なポイントを解説する。

## 1. 独占的協定の禁止規定

### (1) 垂直的独占協定のセーフハーバー

改正独禁法で新たに定められた垂直的独占協定の「セーフハーバー」(法 18 条 3 項)に対応して、2022 年 6 月公表の独占的協定の禁止規定の意見募集稿では、当事者の市場シェアが 15%を下回る場合は垂直的独占協定であっても禁止されない旨規定されていた。しかしながら、同規定ではかかる基準は削除され、当局の定める基準によるとされた(同規定 17 条)。なお、既存の「自動車産業の独占禁止ガイドライン」等では、垂直的独占協定のセーフハーバーとして 30%という基準が示されているが、今後の実務では、より保守的に意見募集稿で示された 15%を参考にすべきものと考えられる。

### (2) ハブ・アンド・スポーク型カルテル

改正独禁法では、カルテルの直接の当事者のみならず、ハブ・アンド・スポーク型カルテルのように、中間事業者などがカルテルの組成に「ハブ」として関与した場合や、その実行を幫助した場合も規制対象に含まれることとなったが(法 19 条)、本規定では、対象となる関与の態様がさらに明確化された。例えば、カルテルに対する必要な支援の提供、重要で有利な条件の設定等が違法な幫助行為に当たるとされた(同規定 18 条)。

### (3) 「競争関係にある事業者」の定義

独占的協定が成立しうる「競争関係にある事業者」について、実際に競争関係にある事業者のみならず、潜在的に市場参入を行う可能性のある事業者も含まれることが明示された(同規定 8 条)。そのため、今後は地理的市場を異にする事業者や、パイプラインレベルでの競合がありうる事業者との間の提携合意等においても、独占的協定に当たらないか注意する必要があると考えられる。

### (4) リニエンシーの効果

独占的協定におけるリニエンシーの「順序」について、申告を行った時間、提供した証拠の重要度、独占的協定を実施した状況に基づいて定めることが明記された(同規定 38 条)。そのうえで、第 1 順位には免除又は 80%を下回らない減軽、第 2 順位には 30%～50%の減軽、第 3 順位には 20%～30%の減軽が適用されることとなった(もともと、減免を与えるかどうかは当局の裁量に委ねられている)。なお、独占的協定の主導者や、他の事業者を脅迫して関与させた者等は免除の対象外となる(同規定 47 条)。

### (5) データ、アルゴリズム等による独占的協定の禁止

競争関係にある事業者が、データ、アルゴリズム、技術及びプラットフォームルール等を利用して、意思の連絡、センシティブ情報の共有、その他協調的行為を行うこと、価格の統一、再販売価格の自動設定等の行為を行うことが、独占的協定に当たる旨が明確にされた(同規定 13 条、15 条)。

## 2. 市場支配的地位の濫用行為の禁止規定

### (1) 濫用行為の概念の明確化

市場支配的地位の濫用行為の禁止規定では、改正独禁法が定める濫用行為の各類型に関し、さらなる明確化が行われた(同規定 14～20 条)。例えば、市場支配的地位を有する事業者による不公平な価格での販売・購入行為に関して、同一又は類似する市場条件において、同種又は比較可能商品の価格と比べ明らかに高い価格で販売する場合、又は明らかに低い場合で購入する場合などが含まれるとされた(同規定 14 条)。また、市場支配的地位を有する事業者が、データ、アルゴリズム、技術及びプラットフォームルール等を利用して濫用行為に及ぶことも明示的に禁止された(同規定 20 条)。

### (2) 「正当な理由」における考慮要素

市場支配的地位の濫用行為が正当化される「正当な理由」(法 22 条)の考慮要素に関して、旧規定で挙げられていた「社会公共利益への影響」に加え、「国家の安全、ネットワークの安全等の分野に与える影響」を考慮するものとされた(同規定 22 条)。違反行為の正当化事由として安全保障的観点を考慮することは改正独禁法にも規定されておらず、注目に値する。

### (3) 処罰内容において是正措置を考慮

調査対象となった市場支配的地位の濫用行為について、事業者側からかかる行為の影響を除去する是正措置の提案とともに、調査の中止を申し入れる制度(調査中止制度、法 53 条)がより具体的に規定された(同規定 32～36 条)。また、処罰の軽重を決定する際の考慮要素の一つとして、違法行為の影響を除去したかどうかに加えられた(同規定 41 条 2 項)。

## 3. 事業者結合審査規定

### (1) 「支配権」の判断要素

事業者結合審査規定では、事業者結合における重要な概念である「支配権」及び「決定的な影響力」(以下「支配権等」という)の判断要素について、法令・定款上の規定、株主会における出席率・議決権行使の状況に加え、董事会への出席率・議決権行使の状況が考慮されることとなった(同規定 5 条)。他方、2022 年 6 月公表の本規定の意見募集稿において挙げられていた「他の事業者の高級管理職の任免、財務予算、経営計画等の経営決定及び管理への影響」という要素は、本規定からは削除されている。もともと、実務上は、高級管理職の任免、財務予算、経営計画等について拒否権を持つかどうか、引き続き支配権等の判断における重要な要素になると考えられる。

### (2) 届出基準未達の事業者結合への対応

改正独禁法では、届出基準に達していない結合行為であっても、競争を排除・制限するおそれがある場合には、当局が事業者に対し届出を求めることができるとされた(法 26 条 2 項)。本規定では、届出基準未達の結合行為が既に実行済みである場合の当事者側の対応として、当局からの通知後 120 日以内に届出を行い、結合の実行を一旦停止する等の措置を講じる義務が定められた(同規定 8 条 2 項)。

### (3) ガンジャンピング規制

結合行為の実行の概念について、権利変更等の登記の完了のみならず、高級管理職の派遣、経営上の意思

決定及び管理への関与、センシティブ情報の交換、業務の実質的な統合といった要素が盛り込まれた(同規定 8 条 3 項)。これは、結合行為の実行前におけるいわゆる「ガンジャンピング」が処罰の対象となることを示唆するものであり、注意を要する。

#### (4) 審査期間不算入(ストップ・ザ・クロック)制度

改正独禁法で、事業者結合審査において審査期間の進行を中断できる、いわゆるストップ・ザ・ロック制度が導入されたこと(法 32 条)に伴い、審査期間に関する届出者・当局の具体的な手続が設けられた(同規定 23～26 条)。例えば、届出者の提出資料に不足がある場合、当局は期間の進行を中断する前に、期限を定めて補正を求めることとされた(同規定 24 条)。

#### (5) 種類別・等級別審査制度の導入

改正独禁法において、種類別・等級別の事業者結合審査制度を整備する旨が規定されたこと(法 37 条)に対応して、本規定でも、具体的な規定を整備する旨が追記された(同規定 6 条)。これにより、特定の重要な事業分野や案件規模等に応じて、異なるレベルで事業者結合審査が実施されることになる。種類別審査の詳細は未定だが、等級別審査に関しては、既に 2022 年 8 月より北京、上海、広東、重慶、陝西の 5 地域の各当局による審査が試験的に行われている。

#### (6) プラットフォーム事業者に対応した改正

結合審査における評価要素として、データを把握し処理する能力、データ等を支配することによる市場参入への影響といった要素が盛り込まれた(同規定 33 条、34 条)。また、条件付承認における問題解消措置の例として、無形資産としてのデータの分離、ネットワーク又はプラットフォーム等のインフラの開放、プラットフォームルールやアルゴリズムの互換性の付与・相互運用性の維持等が加えられた(同規定 40 条)。

## 4. おわりに

以上のとおり、中国では改正独禁法に対応して、独占禁止法の下位規定の整備が着実に進められている。かかる整備に伴い、リニエンシー制度や調査中止制度、事業者結合届出制度等の手続もより具体化されている。しかしながら、当局による審査や調査・処罰の運用に関しては、いまだ透明化が図られているとは言い難い状況にある。中国で事業を展開する日本企業においても、引き続き改正独禁法の規制・運用の動向に注意を払う必要があると思われる。

※改正独禁法、独占的協定の禁止規定、市場支配的地位の濫用行為の禁止規定、事業者結合審査規定につきまして、弊事務所で作成しております。[本ニュースレターメール](#)までご連絡ください。

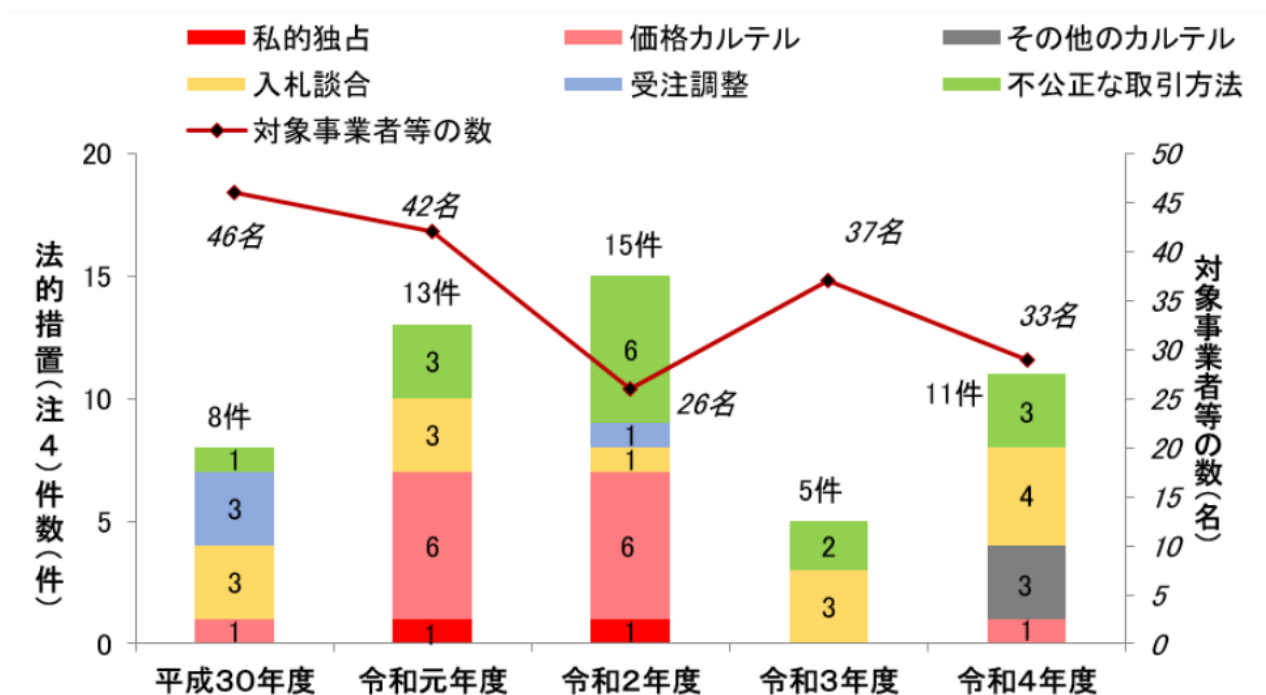
## II. 公取委、「令和4年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」を公表

弁護士 臼杵 善治 / 弁護士 北田 拓生

令和5年6月1日、公正取引委員会(以下「公取委」という。)より、「令和4年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」が公表された<sup>1</sup>。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もなくなり、法的措置等の件数が大幅に増加した上、課徴金総額が過去最高となる1019億8909万円へと大幅に増加している。電力会社やイベント分野における入札談合事案に関する審査が行われた点及び課徴金減算制度を利用した事案が初めて公表された点が特徴的である。以下では、公表された公取委の独占禁止法違反事件の処理状況について、簡単にコメントすることとしたい。

### 1. 排除措置命令等の傾向

令和4年度は、価格カルテル1件、その他のカルテル(注1)3件、入札談合4件、受注調整0件、私的独占0件の合計8件の排除措置命令と、不正な取引方法に関する3件の確約計画の認定(注2)、合計11件の法的措置(注3)が行われ、令和3年度の合計5件よりも大幅に増加する結果となった。



(出典:公取委「令和4年度における独占禁止法違反事件の処理状況について」(令和5年6月1日)2頁)

(注1) その他のカルテルとは、数量、販路、顧客移動禁止、設備制限等のカルテルである。

(注2) 確約計画の認定は、確約手続に係る通知を受けた事業者から申請された確約計画を公取委が認定するという、独占禁止法に基づく行政処分である。公取委は、認定した確約計画に従って確約計画が実施されていないなどの場合には、当該認定を取り消し、確約手続に係る通知を行う前の調査を再開することとなる。

(注3) 法的措置とは、排除措置命令、課徴金納付命令及び確約計画の認定のことである。一つの事件について、排除措置命令と課徴金納付命令が共に行われている場合には、法的措置件数を1件としている。

1 [https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jun/230601\\_kanki.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2023/jun/230601_kanki.html)

(注 4) 私的独占と不正な取引方法のいずれも関係法条となっている事件は、私的独占に分類している。

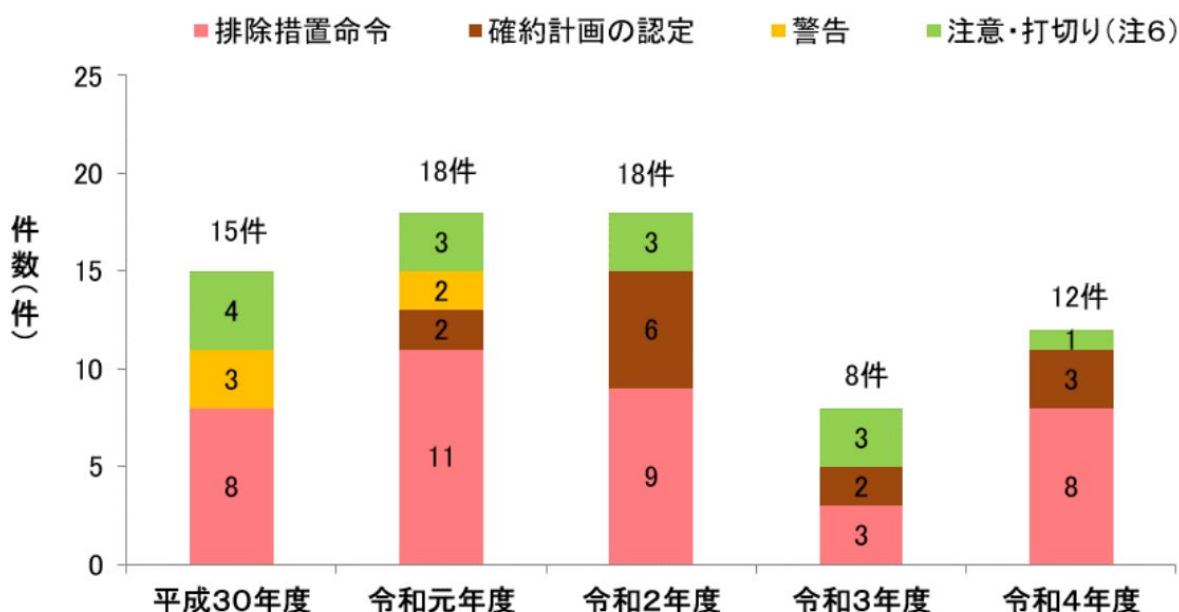
このように、令和 4 年度において法的措置の件数が大きく増加した理由としては、令和 4 年度において新型コロナウイルスによる経済活動、審査活動に対する制約が限定的となったことが考えられる。

令和 4 年度における法的措置のうち特筆すべき点は、大規模なその他のカルテル事案、入札談合事案への厳正な措置がなされたことである(令和 5 年 3 月 30 日「[旧一般電気事業者らに対する排除措置命令及び課徴金納付命令等について](#)」)、(令和 5 年 2 月 28 日「[公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合に係る告発について](#)」)。前者では関連事業者計 4 社に合計約 1010 億円の課徴金納付命令が発出され、その結果、令和 4 年度の課徴金総額は過去最大額となった。

他に特筆すべき点としては、中小事業者に不当な不利益を与える行為への対応がなされた点も挙げられる(令和 4 年 12 月 22 日「[株式会社セブン-イレブン・ジャパンによるプライベート・ブランド製造委託に関する「商品案内作成代」への対応について](#)」)。また、その他事案は公表されていないが、業務委託先イラストレーターに対しインボイス制度導入後に課税事業者に転換せず免税事業者を選択する場合には消費税率である 10%相当額を取引価額から引き下げると通知した事業者に、公取委は注意を行っている。

## 2. IT・デジタル関連分野における取組

公取委は、前年に引き続き、IT・デジタル関連分野について、イノベーションが阻害されないように迅速に競争状況を回復する目的で、排除措置命令に代わり、確約計画の認定や自発的な措置の申出によって審査を終了させる等の措置を行う等、各事案に応じた効果的な措置を実施した。



(出典:公取委「[令和 4 年度における独占禁止法違反事件の処理状況について](#)」(令和 5 年 6 月 1 日)2 頁)

たとえば、エクスペディア・ロッキング・パートナー・サービシーズ・サールが宿泊予約サイト「Expedia」の運営にあたり、宿泊施設運営業者に対し他の販売経路と同等又は他の販売経路より有利なものとするよう要請する行為が、拘束条件付取引(不正な取引方法第 12 項)に該当するかどうか問題となった事案においては、同社が同行為をとりやめ、その内容を関係当事者に周知を徹底する等の確約計画の認定を申請したところ、公取委は、これらの確約計画が、独占禁止法上の認定要件に該当すると認め、当該確約計画を認定した(令和 4 年 6 月

[2 日「エキスペディア・ロジック・パートナー・サービーズ・サールから申請があった確約計画の認定等について」](#)。また、株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューが、ホームページリニューアル業務の発注を検討していた市町村等に対して行う営業活動において、ホームページ管理を行うためのコンテンツ管理システムについてオープンソースソフトウェアを避けることがセキュリティ対策上必須である旨記載した仕様書等の案を、自らではコンテンツ管理システムを設定することが困難な市町村に配布した事案において、オープンソースソフトウェアのコンテンツ管理システムを取り扱う事業者が受注競争に参加できなくさせたとして、競争者に対する取引妨害(不正な取引方法第 14 項)に該当するかどうかが問題となった。この事案においては、同 2 社が同行為をとりやめ、その旨を自社従業員及び対象となる市町村等への周知を徹底する等の確約計画の認定を申請したところ、公取委は、これらの確約計画が、独占禁止法上の認定要件に該当すると認め、当該確約計画を認定した([令和 4 年 6 月 30 日「株式会社サイネックス及び株式会社スマートバリューから申請があった確約計画の認定等について」](#))。

このように、公取委は、各事案の内容を踏まえて、迅速かつ効果的な処理を行うことにより、競争秩序の早期回復を図ることを企図している。

### 3. その他の傾向

課徴金減免申請件数は、22 件と昨年度の 52 件に比べて減少した。課徴金減免制度の適用が公表された法的措置件数は 8 件である。

また、令和 2 年 12 月 25 日に施行された新しい課徴金減免制度により、課徴金減免制度を利用することができる事業者数の上限がなくなった。その影響もあってか課徴金減免制度の適用を受けた事業者数は 22 事業者となり、昨年度の 10 事業者より大きく増加した。

なお、令和 2 年に公取委への調査への協力度合いに応じた課徴金の減額を認める調査協力減算制度が制定されているところ、令和 4 年度においてはじめて 2 事件計 4 名の事業者に対し同制度の適用がなされ、課徴金が減額されている。

また、公取委は広告代理業等又はイベントの企画・運営等を営む事業者 6 社で業務委託契約などの受注に関する業務に従事していた者 6 名及び東京五輪組織委員会の関係者 1 名の計 7 名を刑事告発しており([令和 5 年 2 月 28 日「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関するテストイベント計画立案等業務委託契約等の入札談合に係る告発について」](#))、同日検察が起訴している。

### 4. 今後の見通し

令和 4 年度は、令和 3 年度に比べて法的措置の件数及び課徴金額の大幅な増加がみられた。

令和 5 年度においては、新型コロナウイルスの影響はさらに限定的なものとなり、立入検査を含め、公取委の審査活動が活発化し、法的措置の件数の増加が見込まれる。また、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の価格転嫁が適切に行われているか等の調査も引き続き積極的に行われる予定であり、発注事業者と受注事業者との間で協議を経ない取引価格の据置き等が疑われる事案について立入調査が実施される予定とされている。このような動きについても留意が必要であると考えられる。

### III. 2023年2月以降に執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍のご紹介

2023年2月以降にこれまで当事務所の弁護士が執筆した独占禁止法に関する主な論文・書籍をご紹介します。リンク先から閲覧可能なものも多くございますので、ご高覧いただけますと幸いです。

- ◆ Competition Litigation Comparative Guide: Japan  
2023年5月（著：[金子 涼一](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Market Intelligence –CARTELS IN JAPAN– 2023  
2023年4月（著：[江崎 滋恒](#)、[バシリ ムシス](#)、[石田 健](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ Lexology Getting The Deal Through – Dominance 2023 (Japan Chapter)  
2023年3月（著：[山田 篤](#)、[臼杵 善治](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ GCR – The Asia–Pacific Antitrust Review 2023(Japan Chapter: Cartels)  
2023年3月（著：[山田 篤](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ GCR – The Asia–Pacific Antitrust Review 2023(Japan Chapter: Merger Control)  
2023年3月（著：[鈴木 剛志](#)）  
原文(英語)は、[こちら](#)から閲覧可能です。
- ◆ 独禁法・下請法の強化と中小事業者②③  
2023年2月（著：[石田 健](#)）社労士 TOKYO (No.507)  
2023年3月（著：[石田 健](#)）社労士 TOKYO (No.508)



## IV. 事務所 News（受賞歴）

当事務所は、国際的に定評ある評価媒体による最新のランキングにおいて、前年度に引き続き、競争法を含め多数の分野にて最高位(Band 1／Tier 1)にランクインしました。競争法分野の個人部門においても、複数の弁護士がランクインしております。

### ◆ Chambers Asia-Pacific 2023

分野の評価: Competition / Antitrust (Band 1)

Ranked Lawyers: (Competition / Antitrust) [石田 英遠](#)、[中野 雄介](#)、[バシリ ムシス](#)、[原 悦子](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

### ◆ The Legal 500 Asia Pacific 2023

Antitrust and Competition (Tier 1)

Leading Individual: [中野 雄介](#)、[バシリ ムシス](#)

詳細は、[こちら](#)から閲覧可能です。

### ◆ 日本経済新聞 - 2022年に活躍した弁護士ランキング

総合ランキング(企業票+弁護士票):(独禁・競争法分野) 8位 [鈴木 剛志](#) 17位 [中野 雄介](#)

[こちら](#)から一部閲覧可能です。

以上

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 臼杵 善治 ([yoshiharu.usuki@amt-law.com](mailto:yoshiharu.usuki@amt-law.com))  
弁護士 矢上 浄子 ([kiyoko.yagami@amt-law.com](mailto:kiyoko.yagami@amt-law.com))  
弁護士 北田 拓生 ([hiroki.kitada@amt-law.com](mailto:hiroki.kitada@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)